## 特定非営利活動法人 Peace Field Japan 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人 Peace Field Japan 定款第19条第3項 の規定に基づき、法人役員の報酬について必要な事項を定めることを目的とする。

(役員)

第2条 この規定で定める役員とは、法人の理事、監事とする。

(報酬及び費用の支給)

第3条 この法人の役員は、常勤及び非常勤にかかわらず、役員報酬は一切支給しない。ただし、旅費等の実費は支給することができる。

(委任)

第4条 この規程に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

(附則)

この規程は、平成27年4月30日より施行する。

## 特定非営利活動法人 Peace Field Japan

### 職員給与規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人 Peace field Japan (以下「法人」という) の定款第 57条の規定に基づいた職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(職員の定義)

第2条 この規程において職員とは、定款第57条に規定する職員をいう。

(職員給与等の意義)

第3条 この規程における職員給与等とは、法人が職員に対し、職員としての業務の対価として支 払うものをいう。

(職員の給与)

第4条 職員の給与は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、この規程に定める通勤 手当を除いた全額とする。

(給与額の決定)

第5条 職員の俸給は、職員の経験や能力、勤務条件等を考慮した上、別表により定めるものとする。

(給与の支給日および支給方法)

- 第6条 支給日は毎月20日とする。ただし、支給日が日曜日に当たるときは翌日、土曜日に当たるときは翌々日、休日に当たるときは翌日を支給日とする。
- 2 支払方法は職員の同意を得て、当該職員の本人名義の預貯金口座への振り込みによる方法 により、支払う。

(通勤手当)

第7条 通勤手当は、職員の通勤に要する運賃等の額に相当する額を支給する。

(超過勤務)

第8条 正規に勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して時間給と同額を支給する。

(給与の改定)

第9条 職員の勤務実績および法人の事情を考慮し、適宜給与改定を行うことがある。

(契約の更新)

第10条 契約の更新は、業績、勤務状況、能力等のほか、法人の資金の受け入れ状況等を勘案して、 判断する。

(その他)

第11条 この規程に定めない事項については、必要に応じて理事会が定める。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の決定によらなければならない。

(附 則)

1 この規程は平成27年5月1日から施行する。

## 別表

職名	号 俸	時間給	日給	月 給
	1	900円	7200円	151200円
	2	1000円	8000円	168000円
	3	1100円	8800円	184800円
事務職員	4	1200円	9600円	201600円
事務補助員	5	1300円	10400円	218400円
	6	1400円	11200円	235200円
	7	1500円	12000円	252000円
	8	1600円	12800円	268800円
	9	1700円	13600円	285600円
	10	1800円	14400円	302400円

### 特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人 Peace Field Japan	事業年度	2020年4月1日~2021年3月31日

### 1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動 促進法施行規則第32条第1項各号に対応しています。以下同じです。

## (1) 収益の源泉別の明細

収益源泉の内訳	金額
正会員受取会費	336,000 円
<b>賛助会員受取会費</b>	72,000 円
受取寄付金 協賛金	50,000 円
受取寄付金 団体寄付金	0円
受取寄付金 個人寄付	292,000 円
受取寄付金 募金	0円
受取助成金 公益社団法人国土緑化推進機構	296,540 円
国際交流促進事業収益	895,000 円
平和教育推進事業収益	0円
普及啓発事業収益	0円
受取利息	14 円
家賃一部負担金	662,388 円
雑収益	69,880 円
合 計	2,673,822 円

## (2) 借入金の明細

	借	入	先	金	額	
なし						円
						円
<u></u>						円
						円
						円
	合		計			円

(3)	)その作	h
	1 7 0 7 11	17.

なし		

譲渡資産の内容	料 金	条	件	等
なし	円			
	円			
	円			
	円			
	円			
	円	1,		
	円			
	円			
	円	. / T		
No de a 1511 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1				
② 資産の貸付けに係る料金及び条件等 貸付資産の内容	料金	条	 件	<del></del>
なし	円			
	円			
	円			
	円			
	円			
	円			
	円			<u></u>
	円			
	円			
	L			
<ul><li>3) 役務の提供に係る料金及び条件等</li><li>役務の提供の内容</li></ul>	料金	条	件	等
	円	714		•
なし	円			
	円			
	円			
	円			
	円			
	円			
	円			
	1 '1			

3 取引の内容に関する事項 [③次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引 及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ 第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引]

(1) 収益の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取 引 内 容 等
		662,388 円	家賃一部負担金
		400,000 円	国際交流促進事業
		296,540 円	助成金
		225,000 円	国際交流促進事業
		50,000 円	協賛金

(2) 費用の生ずる取引の上位5者

(2) 負用のエッの収	71 · 22   22   2		
氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取 引 内 容 等
		1,204,344 円	地代家賃
		103,500 円	借上げバス代
		88,220 円	2019 年度活動報告書
		79,800 円	宿泊費
		32,736 円	ホームページ作成ソフト年間 使用料

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引 イ 資産の譲渡(棚卸資産を含む。)

取引先の氏名等	法人との 関 係	住所又は所在地	譲渡 年月日	譲渡価格	譲渡資産の内容等
なし				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

ロ 資産の貸付け(金銭の貸付けを含む。)

取引先の氏名等	法人との 関 係	住所又は所在地	貸 付 年月日	対価の額	譲渡資産の内容等
なし				円	
				円	
				円	
			,	円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

ハ 役務の提供(施設の利用等を含む。)

取引先の氏名等	法人との 関 係	住所又は所在地	役務の提 供年月日	対価の額	役務提供の内容等
なし				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

4 **寄附者に関する事項** [④寄附者(役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が 20 万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日]

氏	名	寄	附	金	額	受命	頁 年	三月	日
なし					円				
					円				
					円				
					円				
					円		•	•	
					円		•		
					円			•	
					円			· · · · · ·	
					円				
					円		•	•	
					円			•	
					円				
					円				
					円				
					円		•	•	
					円	-			<b></b>
					円				
					円				
					円				
					円				

5 給与の総額等に関する事項[⑤給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項]

給	与	を	得	た	職	員	の	総	数		左	記	σ,	職	Į	į	に	対	す	る	給	与	総	額
										0														0円

6 支出した寄附金に関する事項 [⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

支出年月日	支出先の名称	所 在 地	寄附の目的等	支出した寄附金額
なし.				
	合 計			

7 海外への送金等に関する事項(その金額が200万円以下の場合に限る。)[⑦200 万円以下の海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日]

実	施	日	使	途	金	額
なし	·•					
	•					
	•	•				
	•	•				
	•	•				
		•				
	•					
	•	•				
		•				
		•				

## 認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人 Peace Field Japan	チェック相関
3 運営組	<b>織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること</b>	0
イ 役員	の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること	

- (1) 役員及びその親族等
- (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等
- ロ 各社員の表決権が平等であること
- ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び 帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること
- ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと

1

			項	Į E	役員数	最も人数が多い「親族等」の グループの人 数	割 合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法 人の役員又は使用人であ る者及びこれらの者の親 族等」のグループの人数	割 合 (④÷①)
区	分		\		①	2	3	<b>④</b>	5
<b>a</b>	2020年4	月1日~2	2021	年3月					
a)	31 日				11人	2人	18. 1%	0人	0%
<b>ⓑ</b>	年 月	日~ 年	月	日	人	人	%	人	%
©	年 月	日~ 年	月	日	人	人	%	人	%
<b>@</b>	年 月	日~ 年	月	日	人	人	%	人	%
e	年月	日~ 年	月	日	人	人	%	人	%
申		請		時	人	人	%	人	%

- (注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。
- (注2) ③及び④については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

(例) 33. 333…% → 33. 3%

各社員の表決権が平等である	<b>a</b>	Ф	©	<b>@</b>	e	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	はい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	はい ・ いいえ

#### (注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記口の記載の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、 添付を省略することができます。

いいえいいえ

,	\							
	項	目	<b>a</b>	Ф	©	<b>@</b>	e	申請時
	会計について公認会計 を受けている	士又は監査法人の監査	はい ・ いいえ	はい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	はい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	はい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	はい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	はい・・・いえ
	帳簿書類の備付け、取	の記録及び帳簿書類の	はい	はい	はい	はい	はい	はい

## **建 該当する項目を〇で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。**

\_

保存を青色申告法人に準じて行っている

項目	<u>a</u>	Ф	©	<b>@</b>	e	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の 記載がある等の不適正な経理の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

### (注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

# 書式第8号(法第44条·51条·58条関係)

# 役員の状況

第3表付表1

法人名 Peace Field Japan	<b>a</b>	Ф	©	<b>@</b>	e	申請時
役 員 数	11 人	0人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグルー プの人数	2 人	0人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員 又は使用人である者並びにこれらの 者の親族等」のグループの人数	0人	0人	人	人	人	人

			役	員の	内 訳						
							就 任	等(	の状	況	
氏 名	住	所	職名	続柄等	<b>a</b>	Ф	©	<b>@</b>	e	申請時	就任・退任 年月日
村橋靖之			理事長								Н16. 4. 2
					0						就任
 村橋真理			理事								H16. 4. 2
					0						就任
 佐藤江里			理事								H16. 4. 2
					0						就任
小泉博	•		理事		0						H17. 12.
	-									ļ	21 就任
橋本裕人			理事		0						H19.11. 1 就任
 北村仁子	-		理事							ļ	H21. 5. 1
1643 I— J			<b>在</b> 尹		0						就任
 高﨑尚子			理事								H22. 8.
					0						29 就任
大木幸司			理事			ļ					H23. 10.
					0						31 就任

1		۱ا	 J1	 		[
村上眞樹	監事					H16. 4. 2
		0				就任
	:					
今野沙織	理事					Н27. 10.
						31 就任
		0				
			:			
佐々木有加	理事		 	 		Н27. 10.
在《 个 作 加	性事					
		0				31 就任
	 	 	 ·	 		
	 	 	 ļ	 	<b></b>	

## (注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

法 人 名	特定非営利活動法人 Peace	Field Japan		
伝 票	又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
現金出納帳		手書きルーズリーフ	都度	7年
総勘定元帳		会計ソフト 弥生会計使用 ルーズリーフ	都度	7年
仕訳日記帳		会計ソフト 弥生会計使用 ルーズリーフ	都度	7年

#### (記載要領)

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「現金出納帳」、「総勘定元帳」、「経費帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「3枚複写伝票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。

### 認定基準等チェック表 (第4表)

法人名	特定非営利活動法人 Peace Field Japan	チェック欄
4 事業活	<b>活動に関して次に掲げる基準に適合していること</b>	
イ宗教	<b>対活動又は政治活動等を行っていないこと</b>	O

- 口 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人 と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員の選任その他当法人 の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上 記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと
- ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること
- 二 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること

1

項	目	<b>a</b>	Ф	©	<b>@</b>	e	申請時
宗教の教義を広め、び信者を教化育成す		有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進 はこれに反対する活		有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者 ある者又は政党を推 又はこれらに反対す	騰し、支持し、	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

口

項目	<b>a</b>	Ф	(O	<b>@</b>	e	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産の その譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の 譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の 譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営 に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公 職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

### (注意事項)

- 「認定基準等チェック表(第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載 及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表(次葉)(ハ及び二)」の記載及び添付の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第 55 条第 1 項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

(初葉)

### 認定基準等チェック表 (第5表)

法人名特定非営利活動法人 Peace Field Japanチェック欄5次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること○

- イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等
- ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
- ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- 二 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
- ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項 等を記載した書類
- へ 助成の実績並びに海外送金等の金額及び使途並びにその予定日を記載した書類

次に	<b>と掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをそ</b>	同	意
	紹介において閲覧させることに同意する。 覧に関する細則(社内規則)等がある場合には、その細則(社内規則)等を添付してください。		しない
1	<ul><li>① 事業報告書等(事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員 氏名及び住所又は居所を記した書面)</li><li>② 役員名簿</li><li>③ 定款等(定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し)</li></ul>	員のうち 10 ♪	以上の者の
П	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
Ξ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親の関係のある者との取引 ④ 寄附者(役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその日 ⑤ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合(その金額が200万円以下の場合に限る、使途並びにその実施日	族又はこれら 者で、当該沿	5の者と特殊 法人に対する 及び受領年月
^	① 助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し ② 海外への送金又は金銭の特出し(その金額が200万円以下のものを除く。)を行う場合する援助等緊急を要する場合には事後に所轄庁に提出した書類の写し	たは事前にこ	又は災害に対

#### (注意事項)

- 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

## 認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	特定非常和压動法人 Peace Field Japan
-----	-----------------------------

### 認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員 名簿並びに定款等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること チェック欄

特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等の所轄庁への提出の有無

<u>a</u>	Ф	©	<b>@</b>	e		
有 · 無	有 • 無	有 • 無	有 • 無	有 · 無		

### 認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと

チェック**欄** 

法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する 事実の有無

Γ	a b			©			<b>@</b>		e			申請時					
	有・便	<b></b>	有	•	無	有	•	無	有	•	無	有	•	無	有	•	無

② 認定基準等チェック表 (第7表) は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類) の提出時に記載及び添付する必要があります。

### 認定基準等チェック表 (第8表)

8 6	申請書を提出した	日を含む事	業年度の	D初日	において	、その設立の日以	以後1年を起	望える期	間が経	過し	チェック欄
8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過し ていること											
	事業年度	月	日~	月	日	設立年月日	平成	年	月	日	
'											

### (注意事項)

- ・ 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法 第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

		欠格事由チェック表		
法人	人名	特定非営利活動法人 Peace Field Japan		チェック <b>欄</b>
は認定	≧、仮	反認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当す 反認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 ううちに、次のいずれかに該当する者がある場合	ける法人	0
特	iに i i i f 定 j	E特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は仮認定特定非営利活動法人が仮認だいて、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該認定特定非営利活動 に営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない 取上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日	法人又は もの	当該仮認定
い ス 老	者特に	聖教主の別に処とられ、その教行」を終わりた口人はその教行」を支げることがなくなりたことにより、若しくは刑 【は暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律( 】金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から	法 204 条  こ違反し	等 <sup>(注意事項 1)</sup> たことによ
二 2 認 3 定	暴力 定 文 款 ス	回団の構成員等 <sup>(注意事項2)</sup> には仮認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 には事業計画書の内容が法令等に違反している法人 には地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経 には地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経		
<u>定、</u> 関係	仮認 都道	設定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明 1所県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要とな 1条る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	書「その	4」並びに
6 次 イ	いのり 大暴	ずれかに該当する法人		
1		役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無		
	7 1	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は仮認定特定非営利活動法人が仮認定を取		
.		り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該認定特定非	-	
		営利活動法人又は当該仮認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消し	有・	無
		の日から5年を経過しない者の有無		
	<u> </u>	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5		
	- 1	年を経過しない者の有無	有・	無
		特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑		
		法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関す		
1		る法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けるこ	有・	無
		とがなくなった日から5年を経過しない者の有無		
-	_	暴力団の構成員等の有無	有・	<b>無</b>
2	i	認定又は仮認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・	いいえ
3		定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・	いいえ
4		国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過 しない法人	はい・[	いいえ
添		認定、仮認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を 「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を		1
書	.   '	(注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付する (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要		
5		国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・	いいえ

 6
 次のいずれかに該当する法人

 イ 暴力団
 はい・しいえ

 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人
 はい・しいえ